

高浜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 婚姻に伴う新生活に対する支援を行うことにより、少子化対策の推進に資することを目的として、新婚世帯が新生活を送るために必要な経費の一部を補助することについて、高浜町補助金等交付規則(平成15年高浜町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 前年度1月1日から当該年度3月31日までの間に婚姻届を提出し、高浜町の住民基本台帳に記録されている夫婦をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出し、受理された日をいう。
- (3) 住宅賃借費用 婚姻を機に町内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 婚姻を機に町内に引越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の就学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 高浜町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号に掲げる要件のいずれも該当する者とする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- (2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が発行する直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満)であること。

- (3) 補助対象となる住宅が町内にあり、かつ、夫婦共に当該住宅地に住民登録を有し、居住していること。
 - (4) 夫婦共に町税等を滞納していない者であること。
 - (5) 夫婦の一方または双方が、過去に結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けていないこと（他の自治体での交付を含む）。ただし、前年度に補助金の交付を受けた補助対象者であって、交付を受けた補助金の額が上限額に達しなかった場合を除く。
 - (6) 町内に3年以上継続して居住する意思があること。
 - (7) 下記に掲げる講座等を交付決定年度内に新婚夫婦ともに受講したもの。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
- （補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払われた住宅賃借費用及び引越費用とし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 住宅賃借費用

賃借契約書等により契約内容を確認でき、かつ、支払った額を領収書等により確認できるものであること（勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当等に相当する額を控除する。）。ただし、婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(2) 引越費用

支払った額を領収書等により確認できること。ただし、婚姻日より前の引越にあつては、婚姻を機とした引越であつて、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額とし、次の各号に定める額を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 夫婦共に年齢が29歳以下である場合 60万円

(2) 前号以外の場合 30万円

2 前年度に本事業による補助金の交付を受けた補助対象者で、その補助金の額が第1項の各号に定める上限額に達しなかった場合は、上限額から前年度に交付した補助金の額を差し引いて得た額を当該年度における上限額とする。

(交付申請等)

第6条 第3条に規定する補助対象者で補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高浜町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

(2) 住民票謄本

(3) 申請者及び配偶者の所得証明書

(4) 申請者及び配偶者の納税証明書(滞納がないことの証明)

(5) 住宅賃借費用について申請する場合は、住宅の賃貸借契約書、賃料等の領収書及び住宅手当支給証明書(様式第2号)

(6) 引越費用について申請する場合は、引越に係る領収書および引越先が確認できる書類の写し

(7) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、審査内容を高浜町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者は、高浜町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(高浜町結婚祝い金交付要綱の廃止)

2 高浜町結婚祝い金交付要綱(平成29年高浜町告示第34号)は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高浜町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

年度 高浜町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

高浜町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、高浜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

婚姻日		年 月 日	
氏 名	申請者		配偶者
生 年 月 日		年 月 日生	年 月 日生
婚姻日の年齢		歳	歳
世帯の所得 ※所得額は、直近の所得証明書をもとに記入 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を記入	所得額(A)	円	所得額(A')
	奨学金返済額(B)	円	奨学金返済額(B')
	合計(C=A-B)	円	合計(C' =A' -B')
	世帯合計 (C+C')	円	
対象経費内訳	住宅賃借費用	契約締結年月日	年 月 日
		賃料 (月額)	A 円
		住宅手当 (月額)	B 円
		共益費 (月額)	C 円
		実費負担額 (A-B+C) × ___ か月	D 円
	敷金・礼金・住宅手数料等	E 円	
	引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用	F 円	
対象経費合計 (D+E+F)		G	円
補助額 (60万円または30万円)		H	円
前年度交付済額		I	円
本年度補助上限額		K	円
交付申請額			円

【同意及び確認事項】

- 申請者と配偶者は、高浜町に住民登録を有し居住しています。
- 申請者と配偶者は、町税の滞納はありません。
- 申請者と配偶者は、過去に高浜町及び他市町において、結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていません。
- 申請者と配偶者は、高浜町内に3年以上継続して居住する意思を持っています。
- 申請者と配偶者は、申請に虚偽その他不正な行為があった場合は、支援金を返還します。

申請者（自署）

配偶者（自署）

【添付書類】

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) ライフデザイン支援講座等の受講確認にかかる書類
- (6) 通帳の写し（口座番号や口座名義、銀行名、支店名がわかるページ）
- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- (8) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- (10) 住宅手当等支給証明書（様式第2号、住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- (11) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る）

高浜町長 様

給与等の支払者
所在地
名称
代表者名
担当者名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

住宅手当支給状況について、次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住居手当支給状況

	(1) 支給している 【住宅手当】 月額 (年 月現在) 円
	(2) 支給していない

注意事項

- この証明書は、高浜町結婚新生活支援事業補助金の交付申請のための添付書類となります。(問合せ先：高浜町総合政策課 TEL0770-72-7711)
- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する手当等をいいます。
- 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 法人の場合は法人印（社印）又は代表者印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号(第7条関係)

高政指令第 号

年 月 日

様

高浜町長

年度 高浜町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高浜町結婚新生活支援事業補助金の交付については、高浜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することにしたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 備考

高浜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

- (1) 要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

高浜町長 様

住 所

氏 名

高浜町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定及び額の確定のあつた高浜町結婚新生活支援事業補助金を次のとおり交付されるよう高浜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行	記号	番 号		
摘要 本件の作成者及び連絡先 住所 氏名 連絡先				

※内容確認のため、上記連絡先に担当部署から連絡させて頂く場合があります。